

がん検診啓発研修動画作成委託仕様書

1 業務名

がん検診啓発研修動画作成委託

2 事業目的

本県では、従業員の健康づくりについて、積極的な取組などを行っている企業を「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」として認定しており、当該企業等に対し、動画を活用した従業員に対するがん検診の受診啓発を依頼し、職域におけるがん検診受診率の向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日～令和7年3月14日（金）

4 委託業務内容

がん検診啓発研修動画の作成

(1) 概要

ア 「2 事業目的」に沿った動画を作成する。

イ 作成する動画の内容は、がん検診の意義について理解が深まるものとし、以下の内容を反映しつつ、特に③および④に重きを置くこと。

①がん患者の現状

- ・2人に1人ががんになる。
- ・がんと診断される人の3人に1人は65歳未満の働く世代。
- ・仕事をしながらがん治療を行える時代になった。

②がんの予防と予防だけでは防げない

- ・がんを予防するためには、運動、禁煙などの生活習慣が大事。
- ・しかし、それでも完全に予防できるわけではない。

③早期発見が大切

- ・早期がんの9割以上は完治するので、早期発見が大切。

④早期がんは自覚症状がない

- ・早期がんは自覚症状がないので、発見するためには検診を受けることが重要。
- ・このため、検診は健康な人が対象といえる。

⑤職場で検診を受けることができる

- ・継続的かつ定期的な受診が必要。
- ・市町、保険者、職場で検診を実施しているので、活用を。

ウ 特に20代～60代の年齢層が視聴したいと思える内容とすること。

(2) 制作本数、動画作成時間

動画は3分程度のものを1本、5分程度のものを1本の計2本作成すること。

(3) 言語・音響

ア 動画には必要に応じてナレーションや字幕などを入れて制作すること。

イ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。

ウ BGM等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が生じないようにすること。なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。

(4) その他

ア 動画制作にあたっては、事前に絵コンテ等を用いて、構成イメージ等を三重県と協議のうえ決定してから実施すること。

イ 撮影場所、時間等を工夫することとし、撮影した映像等を使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。

ウ 動画制作にあたっては新規撮影を基本とする。また、天候や季節等の関係で、適当な映像が撮影できなかった場合には、県と協議のうえで、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。

なお、借用映像等を使用する際の費用の支払いも含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。

エ イラストの使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が生じないようにすること。

オ 制作する動画は、事業終了後に本県が再編集等を行い、二次的利用が可能なものにする。

カ 制作する動画は、ウェブページやYouTube、Facebook、Instagramなどの動画共有サービスで再生可能なサイズ及びファイル形式とすること。

キ フルHD以上の解像度の動画を制作すること。

ク 撮影のために許可申請等が必要になる場合は、原則として受託者が手続きを行うこと。

ケ 動画制作にあたっては、完成までに本県において動画を確認できる機会を設け、本県の意見を反映させることができるようにすること。

コ 出演者は必須ではないが、出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。

5 成果品の納品

プレイヤーによる再生可能形式にてDVDの電子媒体に記録して、2枚納品すること。
加えて、サムネイル画像も制作して納品すること。

6 納品先

三重県医療保健部医療政策課（三重県津市広明町13番地）

7 実施体制の整備

- (1) 本業務の実施にあたり、必要な資料を収集し使用する際は、受託者の責任において関係者と交渉し、引用することの承諾を得るものとする。
- (2) その他、本業務に関する補償・経費等の一切は受託者において負担するものとする。
- (3) 受託者は、契約後すみやかに次の書類を提出すること（様式任意）。
 - ア 実施計画書（業務工程やスケジュールなど）
 - イ 業務実施体制及び各担当者（主任者、担当者など）の届出
 - ウ その他必要とする書類

8 実績報告

実施した事業にかかる取組の経過や成果等を実績報告書として作成し、事業完了後、遅延なく提出すること。実績報告書には次の書類を添付すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) その他必要とする書類

9 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

10 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

11 その他

- (1) 事業実施については、契約後、県及び受託者で協議すること。
- (2) 特段の定めのない限り、本業務の遂行にあたり必要になる費用は、すべて受託者の負担とする。
- (3) 県と受託者が打合せを行い、県が指示する場合、受託者は打合せの議事録（要約可）を作成すること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するため、県が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (5) 本委託業務により生じた著作権その他これらに類する諸権利は、県に帰属する

ものとする。県は本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は本業務の成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から本業務の成果品に関して著作権の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

また、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用できるものとする。

- (6) 業務担当者及び作業員は、県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。
- (7) 受託者は本業務の実施について、その全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部について書面にて県の承認を得た場合はこの限りではない。
- (8) 県は、業務実施の過程において仕様書の変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合があるため、受託者は委託費用の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (9) 事業を実施するうえで、支障や問題が生じた場合は、速やかに県と調整すること。
- (10) 受託者は、成果品提出後に県から成果品に誤りがある等の指摘を受けた場合、その原因を究明し、受託者の責任と費用により速やかに成果品の修正を行い、再提出すること。
- (11) 受託者は、本業務を実施するにあたり、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (12) 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (13) 受託者は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 県に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (14) 業務受託者が(13)の②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件

関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

- (15) この仕様書に記載のない事項については、県と業務受託者で協議のうえ決定する。
- (16) 本業務の実施にあたり、第三者に与えた損害等は、その原因が専ら三重県の責めに帰す場合を除き、すべて受託者の負担とし、紛争が生じた場合、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (17) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。